



**出入国在留管理庁**  
Immigration Services Agency of Japan

# 外国人技能実習生の在留に関する取組みについて

繊維産業における  
外国人技能実習制度  
理解促進セミナー講演資料

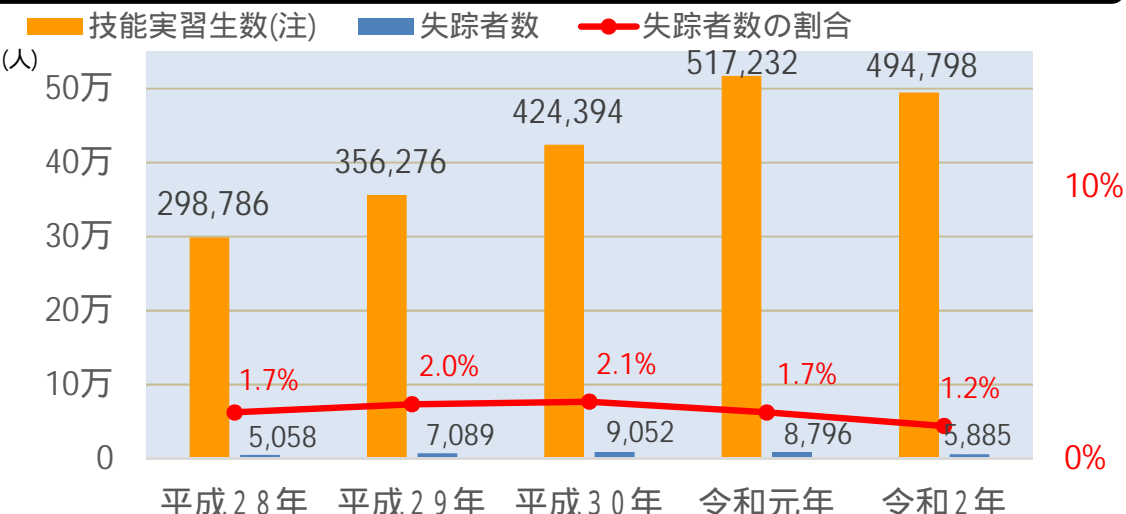
令和4年3月  
広島出入国在留管理局

# 失踪技能実習生を減少させるための施策



## 1 失踪の主な原因

賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い  
入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注)技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

## 2 これまでの取組

平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組

- ・ 技能実習計画の認定制
- ・ 監理団体の許可制
- ・ 定期的な実地検査
- ・ 母国語相談体制の充実
- ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
- ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処

法務省技能実習PTによる制度の適正化に向けた検討

(PTにおける主な指摘事項)

- ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
- ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
- ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

## 3 失踪防止に向けた主な施策

不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出機関・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

上記 ~ の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。

職種別・技能実習生失踪者数(令和2年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農	544	
	2	畜産農	101	
		小計	645	
漁業関係	3	漁船漁	8	
	4	養殖	54	
		小計	62	
建設関係	5	さく井	5	
	6	建築板金	44	
	7	冷凍空気調和機器施工	17	
	8	建具製作	3	
	9	建築大工	126	
	10	型枠施工	312	
	11	鉄筋施工	313	
	12	とび	979	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	26	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	82	
	17	配管	110	
	18	熱絶縁施工	11	
	19	内装仕上げ施工	131	
	20	サッシ施工	13	
	21	防水施工	106	
	22	コンクリート圧送施工	34	
	23	ウエルボイント施工	0	
	24	表装	14	
	25	建設機械施工	322	
	26	築炉	7	
			小計	2,693
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理工	30
		29	加熱性水産加工食品製造	60
30		非加熱性水産加工食品製造	147	
31		水産練り製品製造	16	
32		牛豚食肉処理工	29	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	20	
34		パン製	16	
35		そう菜製	180	
36		農産物漬物製	3	
37	医療・福祉施設給食製	0		
		小計	507	
繊維・衣服関係	38	紡績運転	18	
	39	織布運	20	
	40	染色	10	
	41	ニット製品製	14	
	42	たて編ニット生地製	4	
	43	婦人子供服製	249	
	44	紳士服製	18	
	45	下着類製	4	
	46	寝具製作	2	
	47	カーペット製	1	
	48	帆布製品製	14	
	49	布はく縫製	4	
	50	座席シート縫製	23	
		小計	381	
機械・金属関係	51	鑄造	36	
	52	鍛造	0	
	53	ダイカスト	9	
	54	機械加工	78	
	55	金属プレス加工	71	
	56	鉄工	58	
	57	工場板金	29	
	58	めっき	15	
	59	アルミニウム陽極酸化処	4	
	60	仕上げ	17	
	61	機械検査	32	
	62	機械保全	23	
	63	電子機器組立	59	
	64	電気機器組立	16	
	65	プリント配線板製	7	
		小計	454	
その他	66	家具製	23	
	67	印刷	9	
	68	製本	11	
	69	プラスチック成形	114	
	70	強化プラスチック成形	8	
	71	塗装	212	
	72	溶接	281	
	73	工業包装	101	
	74	紙器・段ボール箱製	30	
	75	陶磁器工業製品製	6	
	76	自動車整備	27	
	77	ビルクリン	53	
	78	介護	7	
	79	リネンサブライ	17	
	80	コンクリート製品製	0	
	81	宿泊	0	
		小計	899	
社内検定型	82	空港グランドハンドリング	0	
非移行対象職種	83	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	244	
		合計	5,885	

職種別・技能実習生失踪者数(令和元年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種業	924	
	2	畜産業	208	
		小計	1,132	
漁業関係	3	漁業	15	
	4	養殖業	97	
		小計	112	
建設関係	5	土木建築業	6	
	6	建築板金業	39	
	7	冷凍空調機器施工業	23	
	8	建築器具製作業	13	
	9	建築大工業	144	
	10	型枠施工業	487	
	11	鉄筋施工業	371	
	12	とび	1,420	
	13	石材施工業	16	
	14	タイル張り業	43	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	100	
	17	配管	138	
	18	熱絶縁施工業	15	
	19	内装仕上げ施工業	137	
	20	サッシ施工業	15	
	21	防水施工業	147	
	22	コンクリート圧送施工業	47	
	23	ウエルポイント施工業	0	
	24	表装	23	
	25	建設機械施工業	386	
	26	築炉	0	
			小計	3,592
	食品製造関係	27	缶詰巻締業	6
		28	食鳥処理加工業	51
		29	加熱性水産加工食品製造業	155
30		非加熱性水産加工食品製造業	257	
31		水産練り製品製造業	25	
32		牛豚食肉処理加工業	46	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	29	
34		パン製造業	40	
35		そいう菜製造業	276	
36		農産物漬物製造業	5	
		小計	890	
繊維・衣服関係	37	紡績運転業	15	
	38	織布運転業	22	
	39	染色業	11	
	40	ニット製品製造業	5	
	41	たて編ニット生地製造業	4	
	42	婦人子供服製造業	397	
	43	紳士服製造業	25	
	44	下着類製造業	9	
	45	寝具製作業	18	
	46	カーペット製造業	3	
	47	帆布製品製造業	19	
	48	布はく縫製業	7	
	49	座席シート縫製業	21	
		小計	556	
機械・金属関係	50	鋳造業	57	
	51	鍛造業	0	
	52	ダイカスト業	15	
	53	機械加工業	156	
	54	金属プレス加工業	115	
	55	鉄工業	77	
	56	工場板金業	45	
	57	めっき業	35	
	58	アルミニウム陽極酸化処理業	5	
	59	仕上げ業	29	
	60	機械検査業	30	
	61	機械保全業	38	
	62	電子機器組立て業	116	
	63	電気機器組立て業	20	
	64	プリント配線板製造業	3	
			小計	741
その他	65	家具製作業	42	
	66	印刷業	22	
	67	製本業	20	
	68	プラスチック成形業	186	
	69	強化プラスチック成形業	16	
	70	塗装業	318	
	71	溶接業	416	
	72	工業包装業	108	
	73	紙器・段ボール箱製造業	26	
	74	陶磁器工業製品製造業	5	
	75	自動車整備業	33	
	76	ビルクリーニング業	37	
	77	介護業	3	
	78	リネンサプライ業	20	
		小計	1,252	
非移行対象職種	79	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	521	
		合計	8,796	

職種別・技能実習生失踪者数(平成30年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農業	1,142	
	2	畜産農業	200	
		<b>小計</b>	<b>1,342</b>	
漁業関係	3	漁船漁業	16	
	4	養殖漁業	120	
		<b>小計</b>	<b>136</b>	
建設関係	5	土木	8	
	6	建築板金	32	
	7	冷凍空調機器施工	23	
	8	建築器具製作	8	
	9	建築大工	143	
	10	型枠施工	525	
	11	鉄筋施工	412	
	12	とび	1,389	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	36	
	15	かわらぶき	30	
	16	左官	125	
	17	配管	126	
	18	熱絶縁施工	19	
	19	内装仕上げ施工	155	
	20	サッシ施工	14	
	21	防水施工	158	
	22	コンクリート圧送施工	43	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	21	
	25	建設機械施工	332	
	26	築炉	0	
			<b>小計</b>	<b>3,615</b>
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理加工	58
		29	加熱性水産加工食品製造	177
30		非加熱性水産加工食品製造	287	
31		水産練り食品製造	10	
32		牛豚食肉処理加工	54	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	33	
34		パン製造	25	
35		そう菜製造	211	
		<b>小計</b>	<b>861</b>	
繊維・衣服関係	36	紡績運転	21	
	37	織布運転	27	
	38	染色	13	
	39	ニット製品製造	7	
	40	たて編ニット生地製造	2	
	41	婦人子供服製造	504	
	42	紳士服製造	28	
	43	下着類製造	4	
	44	寝具製作	7	
	45	力ベット製造	3	
	46	帆布製品製造	45	
47	布はく縫製	7		
48	座席シート縫製	21		
		<b>小計</b>	<b>689</b>	
機械・金属関係	49	鋳造	59	
	50	鍛造	3	
	51	ダイカスト	12	
	52	機械加工	107	
	53	金属プレス加工	124	
	54	鉄工	82	
	55	工場板金	22	
	56	めっき	23	
	57	アルミニウム陽極酸化処理	1	
	58	仕上げ	23	
	59	機械検査	31	
	60	機械保全	41	
	61	電子機器組立て	94	
	62	電気機器組立て	8	
	63	プリント配線板製造	4	
		<b>小計</b>	<b>634</b>	
その他	64	家具製作	37	
	65	印刷	18	
	66	製本	23	
	67	プラスチック成形	155	
	68	強化プラスチック成形	13	
	69	塗装	300	
	70	溶接	405	
	71	工業包装	137	
	72	紙器・段ボール箱製造	15	
	73	陶磁器工業製品製造	2	
	74	自動車整備	6	
	75	ビルクリーニング	36	
		<b>小計</b>	<b>1,157</b>	
非移行対象職種	76	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	618	
		<b>合計</b>	<b>9,052</b>	

## 都道府県別失踪技能実習生数

都道府県名	平成30年	令和元年	令和2年
総計	9,052	8,796	5,885
北海道	273	283	154
青森県	77	43	44
岩手県	79	65	31
宮城県	122	122	66
秋田県	15	14	24
山形県	40	48	46
福島県	91	86	57
茨城県	562	477	320
栃木県	141	152	94
群馬県	224	219	157
埼玉県	481	526	382
千葉県	496	550	357
東京都	598	538	367
神奈川県	367	355	275
新潟県	68	71	54
富山県	157	174	100
石川県	82	132	90
福井県	125	122	101
山梨県	25	35	31
長野県	189	196	89
岐阜県	360	278	208
静岡県	256	234	140
愛知県	833	729	517
三重県	165	178	134
滋賀県	61	52	64
京都府	82	95	94
大阪府	444	397	307
兵庫県	205	168	135
奈良県	61	60	37
和歌山県	22	17	23
鳥取県	53	47	15
島根県	37	48	35
岡山県	193	199	109
広島県	363	313	198
山口県	106	153	66
徳島県	97	78	31
香川県	175	156	64
愛媛県	128	109	71
高知県	46	47	20
福岡県	347	346	247
佐賀県	59	76	30
長崎県	108	90	59
熊本県	244	266	156
大分県	114	71	68
宮崎県	104	141	72
鹿児島	111	168	92
沖縄県	66	72	54

(注) 都道府県は、実習実施者の所在地。

## 外国人技能実習生の失踪を発生させないために

### 失踪の原因

賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い  
入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

### 失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

**外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。**

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

**トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。**

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

**異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。**

**文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。**

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

### 広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



8か国語での申告・相談が  
電話・メール・手紙で可能

外国人技能実習機構

ベトナム語	英語
中国語	タイ語
インドネシア語	カンボジア語
フィリピン語	ミャンマー語

母国語相談 //

みなさんの母国語で相談を行うことができます



動画タイトル：外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）

掲載リンク：[https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01\\_00182.html](https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html)（出入国在留管理庁ウェブサイト）



### 本国への帰国が困難な方

**「特定活動（6か月・就労可）」又は「特定活動（6か月・就労不可）」への在留資格変更が可能です**

「特定活動（6か月・就労可）」は、従前と同一の業務（注）で就労を希望する方に限ります

（注）従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。）」で就労することも可能です（令和2年8月12日追加）

「特定活動（6か月・就労不可）」又は「短期滞在」等就労が認められない在留資格で在留している方であって、本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動許可（週28時間以内）を受けて就労することが可能です（令和2年12月1日追加）

帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です

### 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です  
従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

### 実習先の経営悪化等により技能実習の継続（注）が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護，農業等の14分野）で就労が認められる「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です

（注）予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります（令和2年9月7日追加）

【以下については技能実習2号を修了される方へのご案内です】

### 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

移行準備の間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です

「技能実習3号」を修了される方も対象となります

既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です

[http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07\\_00197.html](http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00197.html)

### 「技能実習3号」への移行を希望される方

優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「技能実習3号」への在留資格変更が可能です

[http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07\\_00146.html](http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00146.html)



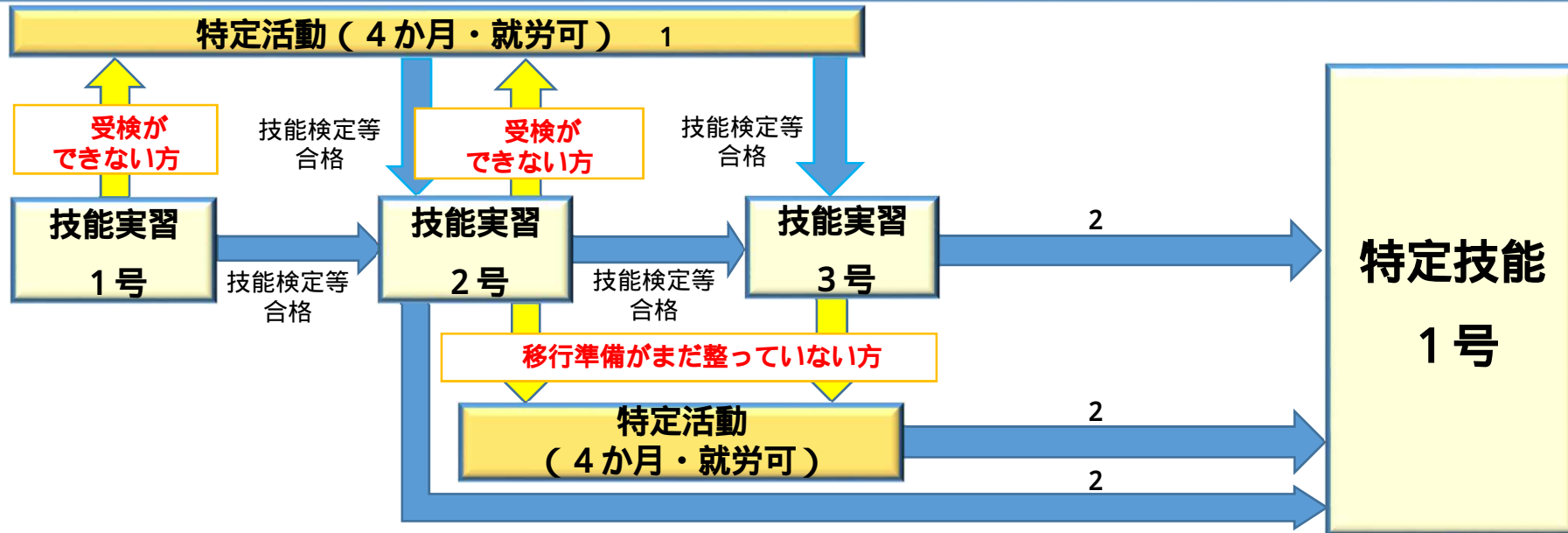
# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて（チャート図）



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## 1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



## 2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（3）（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護，農業等の14分野）で就労が認められる「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です。

## 3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「特定活動（6か月・就労可）」（4）又は「特定活動（6か月・就労不可）」（5）等への在留資格変更が可能です（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）。

- 1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。
- 2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能，日本語）が免除されます。
- 3 予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります。
- 4 従前と同一又はこれに関係する業務で就労を希望する場合に対象となります（従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます。）。
- 5 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動許可（週28時間以内）を受けて就労することが可能です。